

薬食発1022第1号  
平成26年10月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の区分については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）において定められており、クラス分類告示における各医療機器の定義等については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）により示されているところです。

今般、「薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第395号）により認証基準が一部改正されたこと等に伴い、局長通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管内関係団体、関係業者等に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することを申し添えます。



記

局長通知の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添のように改正する。

「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について」の改正について 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

#### 1. 別添CD-ROM中一般的名称定義欄の変更

一般的名称	定義(旧)	定義(新)
歯科合着用グラスボリアルケノエート系レジンセメント	歯科修復物及び矯正器材等の合着・接着用材料をいう。レジン成分と、歯科合着用グラスボリアルケノエートセメント成分とを組み合わせたものである。医薬品を含むものを除く。	歯科の修復物、補綴物、歯列矯正器材等の合着・接着用材料をいう。レジン成分と、歯科合着用グラスボリアルケノエートセメント成分とを組み合わせたものである。医薬品を含むものを除く。

#### 2. 別添CD-ROM中GHTFLール欄の変更

一般的名称	GHTFLール(旧)	GHTFLール(新)
綿状パッド	4	4／5—③